

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(中間処理業者)【破碎】

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境/CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良基準への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類(この種類の提出があれば、以下の書類は免除)
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類(属紙第2)
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の平均値が零を超えていることを証する書類(属紙第3)
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
中間処理業固有の取組		
1	優	低公害型建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)

注1: 優良認定への適合状況で提出を求める書類は、基本的には「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせて評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている業者は、「優」マークの付いた書類のみを提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(中間処理業者)【焼却】

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境/CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良基準への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類(この種類の提出があれば、以下の書類は免除)
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類(属紙第2)
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の平均値が零を超えていることを証する書類(属紙第3)
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
中間処理業固有の取組		
1	優	熱回収の実施

注1: 優良認定への適合状況で提出を求める書類は、基本的には「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせて評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている業者は、「優」マークの付いた書類のみを提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧(最終処分業者)

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境/CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良基準への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類(この種類の提出があれば、以下の書類は免除)
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類(インターネットからの印刷)
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類(属紙第2)
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の平均値が零を超えていることを証する書類(属紙第3)
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)
		社会保険料納付確認書(又はその写し)
		労働保険料納付確認書(又はその写し)
中間処理業固有の取組		
1	優	低公害型建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)

注1: 優良認定への適合状況で提出を求める書類は、基本的には「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせて評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている業者は、「優」マークの付いた書類のみを提出すればよい。

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 市野 広幸 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処理に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から令和 年 月 日(入札日)までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと(書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに契約担当官航空自衛隊第4航空団会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、産業廃棄物処理入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

令和 年 月 日

住所

氏名

印

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 市野 広幸 殿

年 月 日から令和 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④ 再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤ 広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥ 無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 市野 広幸 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計(円)	負債・純資産合計(円)	自己資本比率(%)
令和 年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和 年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和 年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和 年度、令和 年度、令和 年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6財務体質の健全性に係る基準」における「①自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

⑨

直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却
の額の平均値が零を超えていることを証する書類

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 市野 広幸 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額(円)	減価償却費(円)	経常利益+減価償却(円)
令和 年度 (3年前事業年度)			(ア)
令和 年度 (2年前事業年度)			(イ)
令和 年度 (前年度)			(ウ)
平成 年度～令和 年度3カ年の「経常利益」と「減価償却」の和の 平均値	{(ア) + (イ) + (ウ)} / 3		

上記より、令和 年度、令和 年度、令和 年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

印

評価区分・配点表(中間処理業者「破碎」)

航空自衛隊松島基地会計隊

件 名: _____

業者名: _____

年月日: _____

評価項目			区分(評価)	配点	得点
—	優	誓約書	誓約書及び申請資料の内容に虚偽の記載がなされていないことが誓約されているか。	必須	
1	優	環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施		10
2	優	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等の排出削減計画・目標設定及び公表を実施		10
3	優	従業員に対する研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況(小計)					25
1	優	優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
2		事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
3		環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
4		電子マニフェストシステム加入証の写し	電子マニフェストシステム加入証の写し		10
5		財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
		(内訳)			
		直前3年の貸借対照表			
		直前3年の損益計算書			
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類			
		直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類			
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)			
		社会保険料納付確認書(又はその写し)			
		労働保険料納付確認書(又はその写し)			
b) 優良認定への適合状況(小計)					50
1	優	※低公害型建設機械の導入割合 (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満		5
			50% 以上		10
C) 中間処理業固有の取組(小計)					10
合 計					85
合否判定(51点以上(60%以上))				合格 ・ 不合格	

注1: 優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産業廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産業廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、該当する「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

※注3: 低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定に当たっては、1機が複数の指定を受けている場合にあっても、1機分の導入割合として算定する。

評価区分・配点表(中間処理業者「焼却」)

航空自衛隊松島基地会計隊

件 名: _____

業者名: _____

年月日: _____

評価項目			区分(評価)	配点	得点
—	優	誓約書	誓約書及び申請資料の内容に虚偽の記載がなされていないことが誓約されているか。	必須	
1	優	環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施		10
2	優	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等の排出削減計画・目標設定及び公表を実施		10
3	優	従業員に対する研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況(小計)					25
1	優	優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
2		事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
3		環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
4		電子マニフェストシステム加入証の写し	電子マニフェストシステム加入証の写し		10
5		財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
		(内訳)			
		直前3年の貸借対照表			
		直前3年の損益計算書			
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類			
		直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類			
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)			
		社会保険料納付確認書(又はその写し)			
		労働保険料納付確認書(又はその写し)			
b) 優良認定への適合状況(小計)					50
1	優	※熱回収の実施	処理に当たって熱回収の実施又は熱回収認定を受けていること		10
c) 中間処理業固有の取組(小計)					10
合 計					85
合否判定(51点以上(60%以上))				合格 ・ 不合格	

注1: 優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2: 優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、該当する「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

※注3: 熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却を実施する場合に評価項目として設定する。

評価区分・配点表(最終処分業者)

航空自衛隊松島基地会計隊

件 名: _____

業者名: _____

年月日: _____

評価項目			区分(評価)	配点	得点
—	優	誓約書	誓約書及び申請資料の内容に虚偽の記載がなされていないことが誓約されているか。	必須	
1	優	環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施		10
2	優	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等の排出削減計画・目標設定及び公表を実施		10
3	優	従業員に対する研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a)環境配慮への取組状況(小計)					25
1	優	優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
2		事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
3		環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
4		電子マニフェストシステム加入証の写し	電子マニフェストシステム加入証の写し		10
5		財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
		(内訳)			
		直前3年の貸借対照表			
		直前3年の損益計算書			
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類			
		直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類			
		国税(法人税)の納税証明書(又はその写し)			
		社会保険料納付確認書(又はその写し)			
		労働保険料納付確認書(又はその写し)			
b)優良認定への適合状況(小計)					50
1	優	※低公害型建設機械の導入割合 (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満		5
			50% 以上		10
c)最終処分業固有の取組(小計)					10
合 計					85
合否判定(51点以上(60%以上))			合格 ・ 不合格		

注1:優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2:優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、該当する「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

※注3:低公害型建設機械の導入割合については最終処分に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定に当たっては、1機が複数の指定を受けている場合にあっても、1機分の導入割合として算定する。